【様式１】令和７年度

倉敷市立味野小学校　いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの発生時期は、大きな行事・長期休業期間の前後が多く、物を隠す、悪口を言う・仲間はずれにするなどのトラブルが多く見られる。また、ゲーム機や携帯電話などのチャット機能を使ったトラブルも発生してきている。携帯電話やスマートフォンを持っている児童も増えつつある。生徒指導部会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、ほかの分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。児童の携帯電話などの利用実態調査を行い、その結果を基に研修会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために教育相談週間などに合わせてアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。

〈重点となる取組〉

・チャットの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

・「なかよし週間（校内人権週間）」においていじめの未然防止について考える機会を設け、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年に応じた情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校基本方針を PTA 総会で提示し、学校のいじめ問題等への取組について保護者の理解を得る。

・民生委員・学校運営協議会・警察などの協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・インターネット上のいじめの問題や携帯電話・ゲーム機等の正しい使い方についての啓発のための研修を実施する。

・学校便りや学年便り等に、いじめの問題等の各種相談窓口や教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学　　校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核，相談窓口，発生したいじめ事案への早期対応。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・月1回(必要な場合は随時開催)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・開催後直ちに職員会議・終礼などで伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外…スクールカウンセラー・学校評議員・PTA 会長

・校内…校長・教頭・教務・生徒指導・学年指導・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当者

全　教　職　員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・岡山県教育委員会・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。

〈学校側の窓口〉

・教頭・生徒指導担当

〈連携機関名〉

・児島警察署

〈連携の内容〉

・非行防止教室の実施

・定期的な情報交換(学校警察連絡協議会)

〈学校側の窓口〉

・教頭・生徒指導担当

学校が実施する取組

① いじめの防止	・教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの指導を継続して行う。 ・教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 ・「人権週間」と「いじめについて考える週間」において「いじめ防止リーフレット」を活用するなどしていじめ防止の意識を高めさせる。また、児童会を中心とした人権意識向上の主体的な取組を行う。 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、適切に利用できるようにするため、情報モラル教育を行う。 ・養護教諭等と連携して発達段階に応じた指導を行うとともに、偏見や差別が生じないように児童の発言や行動に留意し、適宜、指導を行う。
② 早期発見	・児童の実態把握のためのアンケートを長期休業明けに行う。また、年 2 回の教育相談とも併せて行い、生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 ・すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、いつでもいじめを訴えたり、相談したりできるようにする。 ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間で情報共有ができるように週終わりの終礼にその時間を設ける。 ・積極的ないじめの認知につながるよう「いじめ防止リーフレット(保護者用)」を活用し、家庭への啓発を行う。
③ いじめへの対処	・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには、速やかに、いじめの事実の確認を行う。 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、児童と保護者に対して支援を行う。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、必ず経過観察をし、継続的に指導を行う。